

第3回 東京都消費者教育推進協議会
(第22次東京都消費生活対策審議会 部会)

平成26年2月5日(水)
東京都庁第一本庁舎33階N6会議室

午後 1 時 3 0 分開会

○越山部会長 それでは、第 3 回「東京都消費者教育推進協議会」を開会させていただければと思います。

最初に、事務局から定足数の報告と配付資料の確認をお願いいたします。

○企画調整課長 企画調整課長の吉村でございます。本日もよろしくをお願いいたします。

今回、東京都民生児童委員連合会推薦の専門員の交代があったのですが、今、こちらに向かわれているところかと思しますので、後ほどきりのいいところで御紹介をさせていただきます。

それでは、出席状況について御報告させていただきます。

本協議会は、委員 5 名と専門員 3 名で構成されておりまして、現時点で本日は 3 名の御出席をいただいております。委任状は 3 通いただいております。消費生活対策審議会運営要綱第 8 によります、委員の半数以上の出席という定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

上村委員につきましては、1 時間ほどおくれて御出席いただける予定でございます。

新しく御就任いただきました板寺専門員につきましても、間もなく御到着されるかと存じます。

なお、この協議会は、消費生活対策審議会運営要綱第 1 1 によりまして、公開の扱いにさせていただきたいと存じます。議事録についても公開する予定でございますので、御了承ください。

次に、お配りしております資料を確認させていただきます。

会議次第をおめくりいただきまして、資料 1 が協議会委員名簿でございます。

資料 2 が協議会の書記名簿でございます。

資料 3 が A 3 のもので「東京都消費者教育アクションプログラム取組実績（平成 2 5 年度）と取組予定（平成 2 6 年度）について」でございます。

その他、参考資料といたしまして、机上に「東京都消費者教育推進計画」の冊子と「東京都消費者教育アクションプログラム（平成 2 5 年度版）」の冊子、A 4 でホッチキスどめのものでございますが、右肩に参考資料③と書いてございます「東京都消費者教育アクションプログラム取組実績（平成 2 5 年度）と取組予定（平成 2 6 年度）」の資料がついております。

そのほかに、本日、机上配付で東京都金融広報委員会さんから御提供いただきました「金融経済教育推進会議の設置について」という資料を中央のテーブルの方だけで申しわけないのですけれども、お配りさせていただいております。

不足している資料はよろしいでしょうか。

それでは、板寺様が御到着されましたので、御紹介させていただきます。

新しく委員に御就任いただきました東京都民生児童委員連合会推薦の板寺正行専門員でいらっしゃいます。

○板寺専門員 板寺と申します。ひとつよろしくお願いいたします。

○企画調整課長 よろしくお願いいたします。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○越山部会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。

「東京都消費者教育アクションプログラム（平成25年度版）」の取組実績と平成26年度の取組予定について、事務局の方から御説明をお願いできればと思います。

よろしくお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、資料3、A3の3枚組になりますけれども、消費者教育アクションプログラムの25年度の取組実績と26年度の取組予定について説明をさせていただきます。

アクションプログラムは、資料のタイトルのすぐ下に書いてありますように「効果的な消費者教育の展開に向けた取組」と、もう一つ、2枚目の中段に書いてございます「ライフステージごとの取組」の2つの方向性で構成されておまして、前者につきましては、消費者教育推進計画の中間年度である平成27年度に到達目標を設定しているところでございます。

平成27年度の到達目標でございますが、1つは、重点テーマの1つである「多様な主体との連携」に関する目標になっておまして、1番に記載のとおり、新たに連携する団体の数として30という目標を掲げたところでございます。

参考までに、このアクションプログラムをつくる前の団体の連携の実績として48団体ございましたけれども、さらに25年度のこれまでの間に新しく連携の取組を開始した団体といたしまして、右側のほうに書いてございますとおり、28団体ということで新しく連携をさせていただきました。内訳としましては、事業者・事業者団体が11、民間ADR機関が12、大学が3、その他が2になっております。

また、もう一つの重点テーマでございます「区市町村への支援」につきましては、一昨年の12月に施行されました消費者教育推進法で地方自治体の努力義務とされました消費者教育推進地域協議会の設置に関する目標でございます。2番に記載のとおり、消費者教育推進地域協議会又はそれに類する連携のための組織を設置している区市町村の数ということで、目標値として27年度までに10という目標を掲げたところでございます。こちらにつきましては、12月末の時点で千代田区さんと葛飾区さんで設置をされまして、2箇所になっております。

以下の具体的な取組につきましては、オレンジ色の表紙のアクションプログラムの冊子の「具体的な取組」にあるものに順番に番号を振らせていただいて、取りまとめをさせていただいたところでございます。

詳しい内容は参考資料③の冊子に1事業ずつ取りまとめてございますけれども、本日、時間も限られておりますので、資料3で御説明をさせていただきます。

まず、重点テーマの1つ目「多様な主体との連携」に関しまして6つの取組が記載されておりますが、1番の「大学との連携による消費者教育」につきましては、25年度は消費者教育のプログラムができましたのが8月下旬で、12月末までの間にさまざまな取組をしてまいりまして、こちらの取組につきましては、新入生ガイダンス等に対して東京都が育成をいたしました消費者啓発員（コンシューマー・エイド）を出前講座の講師として派遣するといった取組を実施したところでございます。回数といたしましては、12月末までに13回派遣をいたしました。今後の取組の予定でございますが、出前講座につきましては、継続で実施いたしまして、今後さらに大学等で広く活用していただくように広報・宣伝を強化していきたいと考えているところでございます。

2番目の「事業者・事業者団体との連携による経営者向け啓発の実施」につきましては、経済団体や事業者団体に対しまして、都の養成した講師を派遣する出前講座につきまして御紹介をし、利用促進のために広報誌への掲載などをお願いしてきたところでございます。実績といたしましては、東京商工会議所さんなど、経済団体の広報誌に記事を掲載していただいたところでございます。今後につきましては、引き続き経済団体等に対しまして出前講座の活用を働きかけていきたいと考えております。

次の「事業者・事業者団体等の消費者教育に関する自主的な取組を促す仕組みづくり」につきましては、アクションプログラムの中で今年度、仕組みづくりに向けた検討をするといった内容で書いておりまして、今まで検討を進めてまいりました。26年度につきましては、例えば積極的な取組をしている団体の取組を好事例としてホームページで広く御紹介をして、そういったものを参考に、ほかの団体でもそういった取組が進んでいくきっかけとなるような取組ですとか、具体的な方策を実施していきたいと考えております。

3番の「事業者・事業者団体との連携による企業向け出前講座」につきましては、こちらについても企業さんにコンシューマー・エイドを講師として派遣する取組をしておりまして、今年度から新たに初めて出前講座を御活用いただく事業者・事業者団体につきましては、初回に限りですけれども、無料で講師を派遣いたしまして、従業員への消費者教育の意義について御理解いただくきっかけにしたいと考えております。初回のみ無料で派遣という取組については27年度まで継続してやっていきたいと思っているところでございます。実績につきましては、12月末までに新入社員向けが12回、中堅向けが5回ということで行ってまいりまして、今後につきましても、引き続き企業等に対し出前講座の活用を働きかけていきたいと考えております。

4番の「事業者・事業者団体、試験研究機関等との連携による都民向け講座」につきましては、実績といたしましては、今までに2回実施をいたしまして、10月に実施いたしました東京の地産地消というテーマで行ったものにつきましては、例えば農業従事者ですとか、研究者の方などとも連携をしながら講座を行いました。また、3月に実施予定の金融経済教育の内容のものにつきましては、事業者団体ですとか、金融庁さんなどとも連携して取組を行っていく予定でございます。26年度につきましては、引き続き多様な主体

と連携した都民向けの講座等を行っていきたいと考えております。

次の「事業者・事業者団体、民間ADR機関等との連携による消費者教育を担う人材の育成」でございますが、こちらにつきましては、教員のための消費者教育講座において、事業者団体、ADR機関が作成した教材を収集・展示という内容でございますが、今年度、教材展示を11団体でやっていただきまして、出前授業の情報が10団体ということで、昨年7月、8月に実施したところでございます。26年度は引き続き継続して情報提供をしていきたいと考えております。

次に6番目「消費者団体・事業者団体等が実施する消費者教育や啓発事業に関する情報発信」でございますが、都の情報発信ツールを活用して発信という内容でございますが、昨年からは始めておりますフェイスブックやツイッターを活用したものでございますが、フェイスブックで7回、ツイッターで15回という内容で、これは引き続き今後もツールを活用して、消費者団体ですとか事業者団体を実施するさまざまな消費者教育・啓発事業の発信をしていくということで考えております。また、フェイスブックにつきましては、消費者問題に関心がある都民が情報交換・交流できる場ということで、若干、ツイッターとフェイスブックは今まで類似しているものを出していたのですが、フェイスブックの活用につきましては、情報交流に少しウエイトを置いてやっていこうと考えております。

次のページをめくっていただけますでしょうか。

2つ目の柱で「区市町村への支援の部分」でございます。

「区市町村の消費者教育推進への支援」ということで、主な取組内容につきましては、区市町村が実施する出前講座でテーマ、日程、対象者等調整が困難な場合に都のコンシューマー・エイドを派遣して実施するものでございますが、こちらにつきましては、12月末現在、27回実施しております。来年度につきましては、引き続き継続ということと、区市町村に対しまして、さらに活用を働きかけていくということでございます。

次の「区市町村の消費者教育を担う人材の育成支援」でございますが、1つ目の民間ADR、事業者団体に講師を依頼し、区市町村相談担当職員向けの研修を開催という内容でございますが、昨年7月17日と23日に実施いたしまして、来年度も引き続き実施していきたい、連携関係を維持しつつ人材育成を支援していきたいと考えております。この部分で新たに来年度、新規と一番右のところに書いてございますが、区市町村で消費者教育を担う人材育成のために、現在、マスター講座を飯田橋のセンターで実施しておりますが、ここの中に区市町村の推薦する者を受講生として優先的に受け入れて、重点的なモデルのような形で区市町村とタイアップしてやっていくようなことを、ニーズを把握して、実施に向けて検討していきたいと考えております。

次の「消費者教育モデル事業」でございます。8区市において取組を実施しておりまして、中ほどの実績のところを書いてありますとおり、千代田区、新宿区、江東区、荒川区、葛飾区、多摩のほうでは八王子市、昭島市、町田市ということで今年度実施をしていただきました。各区市の事業の内容に対応して、啓発グッズですとか、消費者教育教材の提供

などを行っているところをごさいます、来年度も引き続きモデル事業ということで、新たな取組を積極的に各区市に取り組んでいただきまして、それを普及していくという形を考えております。

最後の10番目、先ほど目標にも掲げておりましたところですが、地域協議会の設置支援でございます。実際には協議会設置に向けて区市町村に対し協議会設置方法などの情報提供ということで、昨年10月に開いた区市町村課長会等で実施をいたしました。都協議会への傍聴呼びかけなども実施しました。これにつきましても、引き続き10の目標を3箇年で掲げておりますので、達成に向けまして積極的に区市町村に働きかけをしていきたいと思っております。

続きまして「ライフステージごとの取組」について御報告させていただきます。

まず、3番の「若者の消費者被害の防止」でございますが、例年、1月から3月の、成人式のころから卒業シーズン、新入生が入ったり、卒業生が会社に就職したりというシーズンになりますけれども、そのころに若者向けの悪質商法被害防止キャンペーンを近隣県ですとか、近隣市などと連携して実施をしているところでございます。

お手元に、こちらにも部数の関係で真ん中の机の方だけに資料をお配りしてありますが、統一カラーの黄色を使っておりますけれども、東京都の消費生活行政のキャンペーンキャラクターである「カモかも」と「サギだもん」の共通のイラストを使いまして、いろいろな広報展開をしております。括弧に記載のとおり、電車内の広告ですとか、映画館でのCM上映、フリーペーパーへの広告記載等ということで、若者の方が多く集まる場所等での展開に努めているところでございます。26年度につきましても引き続き若者により届きやすい媒体を検討いたしまして、他団体とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

ちなみに、こちらの小さいカレンダーは都内の全高校卒業生にお配りしております、最後のほうのページにいろいろと用語集ですとか、相談機関の番号なども載せておりまして、日ごろこういうものを携帯していただいて、若い方にもこういうことを考えていただく機会にしたいということで、皆さんにお配りしているものでございます。

次の若手芸人を支援する民間インターネットサイト「芸人ラボ」とタイアップということで書いておりますが、これは今年度、新規で始めた取組でございます、悪質商法をテーマに、若手芸人さんがつくった漫才・コントをネット動画で公開する取組を開始いたしました。オーディションで選抜いたしました11組の芸人の方に、悪質商法をテーマに漫才・コント等を演じていただいて、悪質商法ですとか、そういったかたいイメージのことにも、若い方に興味をもつていただくきっかけとなるよう、この取組を開始いたしまして、公開収録を昨年11月、動画公開を若者のキャンペーンの実施とあわせて、1月から開始したところでございます。26年度につきましてもこういった新たな手法を活用した取組を継続して実施してまいります。

12番は「若者向け消費者被害防止寸劇」でございますが、こちらから新しく

始めた取組でございまして、悪質商法防止をテーマにした寸劇を、脚本を作成して、上演をいたしました。今回は2本のテーマで作りまして、1つは無料オンラインゲームの落とし穴というテーマで、もう一つは大学生のマルチ商法という、いずれもタイムリーなテーマで作りまして、12月末までに5回寸劇を上演いたしました。今後につきましても、25年度の成果を踏まえまして、より効果的な取組を実施していきたいと考えております。

13番は「大学生が集まる機会を活用した出前講座」ということで、大学院の教職員の方などと連携いたしまして、授業やゼミ単位でミニ講座などを行いまして、若い方、大学生の方にトラブル事例ですとか、対処法などを知っていただく機会を持ったところでございます。今年度は4回実施いたしまして、26年度についても大学生が集まる機会などを活用して啓発を行ってまいります。

14番は「大学生協等と連携した大学生向けセミナー」ということで、東京都生協連さんを通じまして、大学生協さんが主催したセミナーを、10月と1月に合計2回開催をいたしました。26年度についても引き続き取り組んでいきたいと考えております。

3枚目になりますが、15番「新社会人向け消費者教育教材の作成・提供や出前講座」ということで、SNSというキーワードをこちらに書いてございますが、最近、SNSをきっかけに消費者トラブルに巻き込まれる若者が増えていることにも着目をいたしまして、企業等の新入社員研修で活用できる、SNSをきっかけとした悪質商法の予防等につきまして、DVDを作成いたしまして、今後、企業さん等でも活用していただきたいと思っております。年度内の完成を予定しております。来年度につきましては、成人後に特に必要と思われる知識、例えばクレジットカードなどにつきまして、そういったテーマで教材を作成することを検討していきたいと考えております。また、引き続きまして企業等に対して出前講座の活用も働きかけてまいります。

次は16番「スマートフォン用アプリケーションの活用」でございまして、こちらのスマートフォンは、ゲームアプリでゲームをしながらゲームの画面上部にテロップが流れまして、ゲームを楽しむのは若い方が中心ということで捉えまして、若者向けの例えば悪質商法に関する注意喚起の情報ですとか、そういったことを流しております。啓発のきっかけとしてゲームを活用しているという取組ですが、今年度は注意喚起情報ですとか、架空請求事業者名などをこういったところで発信するといった取組を行ったところです。25年は4月から12月までに合計で200件ほどの配信をいたしました。26年度につきましては、このアプリをより多くの方に活用していただけるようにPRのチラシなどを配って、さらなる普及を図ることとともに、あわせて配信する記事の選定ですとか、どういうタイミングで流すか、どうやったらテロップでわかりやすく伝えられるかということで工夫をいたしまして、より効果的に行っていきたいと考えております。

17番の「ホームページ『東京くらしWEB』のスマートフォン向けサイトによる消費生活関連情報の提供」につきましては、東京都の消費生活行政に関する総合サイトである「東京くらしWEB」をより見やすく、より使いやすくするために、スマートフォン向け

のサイトを今年度、開設いたしました。8月に開設をいたしたところでございます。今後の26年度の予定でございますが、新たに作成するページにつきましては、原則として、全てスマートフォン対応といたしますとともに、過去につくったものは、普通のパソコンのページをスマートフォンでござんいただく感じで若干見にくいところがございますので、過去につくったページにつきましてもアクセス数が多くて、より多くの方に見ていただける可能性が高いものからスマートフォン対応とすることでサイトを充実していきたいと考えております。

次は大きな4番で、重点テーマの4つ目「高齢者の消費者被害の防止」でございます。

18番の「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」でございますが、毎年、敬老の日がある9月を中心に実施しておりまして、高齢者の方に届きやすい媒体ということで、新聞広告ですとか、バスの交通広告、ステッカーなどの活用によりまして啓発を行っているところでございます。きょう、お机のほうにお配りさせていただきました、こちらが今年度使用したのになりました、こういったリーフレットをお配りして、高齢者の方が狙われやすい悪質商法に関しての知識ですとか、あと、こちらはマルチケース。高齢者の方が例えばマスクですとか、バンドエイドですとか、そういったものをちょっと入れて携帯していただけるように、高齢者被害110番の電話番号を入れたものもお配りいたしまして、お使いいただいているところでございます。26年度につきましては、高齢者本人と高齢者を見守る方にこういった実態を知っていただくことが非常に重要ですので、より適切な媒体を検討しながら、他団体とも連携をして啓発を行ってまいります。

19番の「介護事業者向けの出前講座」でございますが、ホームヘルパーやケアマネージャー等の介護事業者向けの出前講座として、年間150件実施をしているところでございます。これまでに113件の実績を上げておりまして、年度内には150件ぐらいやる予定ということでございます。来年度につきましては、26年度拡充と書いてございますが、50件ほどふやしまして、年間200件の実施を予定しているところでございます。

20番の「高齢者が集まる機会を利用した出前講座・出前寄席」ということで、介護施設、老人会、町内会等の高齢者の方が集まる場所に講師が外向きまして、出前講座ですとか、出前寄席という取組がありまして、大学の落語研究会や社会人ボランティアの方に寄席の方式でわかりやすく消費者被害や対処法について知っていただく取組がございまして、そういったことを今年度実施いたしまして、出前講座は66回、出前寄席は58回実施をしております。26年度も引き続きPRなどを通じまして、こういった取組の活用を働きかけていきたいと考えております。

21番は「高齢者向け消費者被害防止寸劇」でございまして、先ほど若者版の御説明をさせていただきましたが、高齢者向けにも実施をしておりまして、高齢者がターゲットになって被害が急増しているものをテーマにして行っております。今年度は健康商品の送りつけ商法が社会的な問題にもなりましたけれども、そういったテーマですとか、未公開株の投資詐欺ということでテーマを設定いたしました。12月までに4回実施をいたしまし

て、来年度もこういった取組を継続していきたいと思っております。

22番は「生活協同組合等と連携した高齢者向け消費者教育セミナーの実施」でございまして、こちらも東京都生協連さんと協働させていただきまして、区市町村にもお声がけをさせていただいて、一緒に連携の取組を行ったところでございます。26年3月までに3回予定しております、来年度につきましてもそれぞれこういった取組を実施していきたいと思っております。

最後の5つ目の重点テーマになります「子供の安全確保」でございまして。

23番「子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発」につきましては、子供さんですとかお子さん連れの御家族が多く集まるイベント等でブースを出展いたしまして、例えば家の中でこういった場所が危険かが一目で見てわかる模型ですとか、子供服でこういうところがどこかに引っかかってお子さんがけがをしやすいですとか、そういったものを見ていただける体験型の展示などを行っているところでございます。実績といたしましては、丸の内キッズジャンボリーや、くらしフェスタ東京等に出展をいたしまして、合計で約5,000人ぐらいの方においでいただいたところでございます。来週、2月11日に東京国際フォーラムで開催されます子供未来とうきょうメッセにも出展予定でございまして、来年度につきましてもこういった取組を継続してまいります。

その下でございます「26年度新規」の取組につきましては、これまで商品の関係の安全の啓発につきましては、どちらかというところ、こういう商品を使うと危ないですよという視点からの啓発が多かったのですが、視点を変えまして、どういう商品を使えば安全かですとか、どういうところを見て選べばいいかといったことに着目いたしまして、安全に配慮した商品等の展示会ですとか、商品安全に関するセミナー、ワークショップ、また、事業者さんによるプレゼンテーション等を実施して、消費者の方にお伝えするとともに、展示された商品や機能をデータベース化して、ウェブ上で広く御紹介するといった取組を来年度行っていきたいと考えております。

24番の「子育て支援団体とのネットワークを活用した啓発」につきましては、子育て支援団体と協働いたしまして、講演、パネル展示、ワークショップ等を開催する予定でございまして、現在準備を進めておりまして、3月には実施したいと思っております。来年度につきましても取組を行っていきたいと思っております。

最後になりますが、25番「幼児等を対象とした事故防止ガイドの活用等」でございまして、ヒヤリ・ハット調査に基づきまして、今年度は「乳幼児のやけど事故防止ガイド」「小学生の身の回りの事故防止ガイド」を作成いたします。作成しましたものにつきましては、都内の保育園、幼稚園、小学校等にお配りするとともに、「東京くらしWEB」等でも配信をいたしまして、広く皆様にごらんいただきたいと思いますと考えております。年度内の実施を予定しております、来年度につきましても、テーマは変わりますけれども、こういった幼児等を対象とした事故防止の取組を継続してまいります。

以上でございます。

○越山部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの取組実績と取組予定の報告をもとに、平成26年度版に掲載する新たな事業の御提案など、御審議いただければと思います。取組実績についての御質問、御感想でも結構ですので、御意見等をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

質問ですけれども、先ほど谷原専門員から御提出いただいた資料の御紹介はいつのタイミングですか。

○企画調整課長 では、早速、よろしいですか。

○谷原専門員 東京都金融広報委員会の谷原と申します。よろしく願いいたします。

本日、席上に配付をさせていただきましたのは、金融広報中央委員会が事務局を務める金融経済教育推進会議に関する資料です。

2枚目以降が、昨年12月に開催した第2回の会議資料で、金融庁の金融経済教育研究会の報告書を踏まえ、諸課題に取り組んでいる状況を御承知頂けると思います。

最後に添付している資料は、最低限習得すべき金融リテラシー「項目別・年齢層別スタンダード」（マップ）の当該時点での案です。

金融広報委員会では、これまで「金融教育プログラム」という刊行物において、小学生から高校生までの金融教育の目標と内容をステージ別に整理し、今般、金融経済教育推進会議では、「（分類1-4）」でご覧いただけますとおり、大学生、若手社会人、一般社会人、高齢者に対しても、最低限習得すべき金融リテラシーを項目別に整理しています。今、ご覧を頂いている分類1の家計管理と同じ形で、生活設計など全体で4分野15項目について整理をしています。

今後、金融経済関係の団体あるいは関係官庁とも意識を共有し、連携しながら、さまざまな取組に努めてまいります。また、この最低限習得すべき金融リテラシー「項目別・年齢層別スタンダード」（マップ）を本年5月頃に予定する第3回会議に向けて整えてまいります。これら第2回金融経済教育推進会議の資料につきましては、金融広報中央委員会（「知るぽると」）ホームページにある金融経済教育推進会議のコーナーでご覧いただけます。本日の東京都様からのお話にもあったように、連携を大切に、意識を共有しながらいかに効果的に、効率的に取組を推進するかが重要なポイントだと私どもも思っておりますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします

まず、資料の説明は以上です。

○越山部会長 どうもありがとうございました。

非常に興味深い中身だと思います。この件も含めて、先ほど御紹介いただきましたアクションプログラムの新規が2件、拡充が2件という形で御報告いただきましたけれども、どうしまししょう、全体的にと行ったり来たりになるかなとは思いますが、もしよろしければ、全体像をごらんになっていただいて、その後、各テーマ別にディスカッションしてもいいのかなと思いますが。

先にこの全体像について何か御意見とかございますでしょうか。

○谷原専門員 続けて申しわけありません。金融広報委員会の谷原と申します。

非常に見やすく整理をしていただいております。25年度の取組を順調に進めていらっしゃる事がよくわかりました。

金融広報中央委員会は、先ほど御紹介しました金融経済教育の推進にも取り組みつつ、一方で、消費者教育推進というところで、消費者庁様の会議にも参加させて頂いております。したがって、その双方を踏まえつつ、東京都様ともよくよく連携をしてみたいと思っています。

個別の取組予定は今後改めて御相談をさせていただきたいと思いますが、ぜひ私ども金融広報委員会もいい形で連携をさせていただき、効果的かつ効率的な取組を進めてまいりたいと思っています。

次に、こちらは御検討の御依頼になりますが、25年度のアクションプログラム、消費者教育推進計画を立てる時にも、私どもあるいは何人かの委員の方からお話があったかと思いますが、やはり消費者教育には川上から川下までがあると思います。お示し頂いた「東京都消費者教育アクションプログラム 取組実績(平成25年度)と取組予定(平成26年度)」では、消費者教育の川上の部分がいくつかの項目で上がってきておりますが、どちらかというと、川下の被害防止に重きが置かれているように見えるところもございます。

家計管理や生活設計のほか、いろいろと複雑に難しくなっている金融商品の選択等に関して、意識や態度の持ち方、リスクやリターンの捉え方などの知恵を育み、生きる力を高めていく部分が、消費者教育における川上の部分と思っています。また、トラブルを未然に防ぐ、あるいは遭わないようにしていくためにも、まさに自立した消費者の育成が大切であることを推進計画の策定段階でも意識されていたと思います。こうした点は、29年度までの間での到達を目標とされているのかもしれませんが、26年度の取組予定でも、消費者市民社会を意識した啓発や取組について何箇所かで前向きに御記載いただいているものと思っています。

25年度からのアクションプログラムは、推進計画の中間年度である27年度の到達目標を設定していることもあり、26年度の取組予定も急ぎ取り組むべき課題を整理していただいているものと思っています。ただ、推進計画に書かれている消費者教育の推進、消費者市民の育成、消費者市民社会の構築を意識しつつ、26年度においても、川上の部分でもいい形で関係先と連携をしつつ、取組を織り込んでいただけると、よりいいアクションプログラムになるのではないのかなと思っています次第です。

また、私ども金融広報委員会では、金融経済教育の推進といった観点からも、関係団体との連携を今まで以上に高めかつ広めていこうと取り組んでいるところです。

すべての都道府県に金融広報委員会はありますが、その責任者の方々が集まる機会が1月にございました。そこでも、関連団体、地方公共団体、関連官庁との連携事例が幾つか紹介されていまして、この場でも少し御紹介させていただきます。

財務事務所様、社会福祉協議会様等を通じながら、老人クラブに金融犯罪防止に向けた

出前講座を行っているという話、教育委員会様で主催される親子向け・ファミリー層向けイベントに金融広報委員会や地方公共団体（消費者行政部署）様が協力されているという話、消費生活センター様、福祉関係部署様のアドバイスを得ながら、地方公共団体（消費者行政部署）様で特別支援学校の生徒向けに漫画や絵を多くした教材を作成しているという話、夏休みの学童保育をうまく使ったの出前講座は効果的ですよとの話、商工会と連携をして講座を行っているといった話がございました。

私ども金融広報委員会としても、ぜひ東京都様をはじめ関連団体様ともいい形で連携をさせていただきながら、効果的かつ効率的に取組を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○越山部会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か御質問、御意見等ございましたら。

実際、今、谷原専門員から御説明いただいた中身は非常によくわかる側面がありまして、アクションプログラムの各テーマ別の個別案件は、多くが教育というよりはむしろ啓発に近い情報提供の場を提供している印象を受けますが、この中で私などは、特に1枚目の「多様な主体との連携」の5番目にあります事業者団体等が作成されている教材を学校の教員にどんどんPRする機会を設けようという箇所がすばらしいと思いました。先立つ総会の際に報告があった中学校や高校で消費者教育を進める上の問題があったと思います。コンテンツだとか教材がほしいとか、勉強する機会があればとかの意見がありました。新しい消費者教育用の情報を得る機会が非常に少ないという御意見があったように思うのですが、実際には、東京都さんのその後の御報告では、たっぷりコンテンツだとか、教材があるのですが、なかなかそれをうまく活用し切れない実情がありそうとの印象を持ちました。私もそうなのですが、学校の先生は結構忙しくて、新しいテーマの教育がどんどん出てきても、なかなか全部に対応するのは難しい側面がある部分があるかと思えます。そのため、せめてすばらしい教材をもっともっと知ってもらう機会を今の谷原専門員のお話のように、積極的に提供するのでも重要ななという気がして、1ページ目の5番目は非常に重要との印象を受けております。

板寺専門員は今回初めてで、どんな状況か見えにくいかわかりませんが、今、ちょうど学童保育の話だとか、児童教育のいろいろな場でいろいろな働きかけを東京都さんもやっていったほうがいいのかなどのお話もあったので、最近のお取組だとか、お考え等がございましたら、御助言いただければ幸いに存じます。

○坂寺専門員 東京都の民生児童委員協議会から参加させていただいています板寺と申します。改めて、よろしく願いいたします。

今、部会長からお話がありましたように、初めてなもので、なかなかわからない点もあるのですが、私が参加させていただいている背景の中で、民生委員という形の中で、今、見せていただいています次第の中ですと、4番の「高齢者の消費者被害の防止」という部

分が私どもの分野になっているなと思いました。

東京都等で、各自治体を含めまして、いろいろと被害に遭わない形での取組をやっているというところで、それを実際、現場のほうで啓発、普及、また声かけも含めまして、地元のお年寄りにそういう形で働きかけをしている、東京都全体の民生児童委員協議会の中で取り組んでいるということです。

私は福生市ですが、福生市の場合ですと、市役所の担当課と連携いたしまして、地元地域の高齢者のほうに伺って、私は民生委員であるものですから、いろいろ入っていきやすいことがございまして、担当課の方、職員の方々といろいろ啓発キャンペーンの取組等を考えさせていただいています。

いろいろな啓発グッズ等、また、先ほど来お話があるように、いろいろな出前講座等も活用させていただきまして、働きかけをしているのですが、お年寄りの振り込め詐欺的なことで事故に遭われた方はどうしても後を絶たない現状がございまして。東京都全体の数字は私はちょっとあれですが、地元市内の件ですと、23年度からずっと取組の普及活動を行っております。振り込め詐欺防止という形で、専門員を立てまして、訪問員として、私どもと警察等と連携しまして、各高齢者世帯に働きかけをしているのですが、その活用もありましてか、23年度、24年度、25年度の3年間で、大分減ってきた経過がございまして。市内だけですが、23年度初めが10件、翌年度は6件、25年度は3件という形で、大分減ってきているところで、大分効果が出ているのかなと思うのですが、私どもでいろいろ考えると、実際に被害に遭ってしまった方のその後の精神的ダメージが非常に大きくて、本当に不幸な場合には命を絶ってしまうこともございまして。

そのような形の中で、防止キャンペーンや啓発活動は非常に活発に行われているのですが、不幸にして遭ってしまった場合の方へのケアといいますか、そのあたりが非常に難しい問題で、私どももいろいろ東京都の民児協も含めまして、東京都の社協も含めて、各関係機関との連携でそのことを少し考えていかなければいけないということがございまして。

信じていただくといいますか、訪問したときに、地域の方々の場合には、非常に好意的に門戸を開いていただけるのですけれども、面識のない方ですとお話もお伺いできないということがございまして、ひとつ思うのは、こちらのほうにも出ていますけれども、地域の方々との連携、情報交換、個人情報の方もございまして、非常に難しい点ではあるのですが、そのあたりのことも少し取り組みながら、防止、また、遭ってしまった後のケアと、そういうところで考えていきたいなと。また、そのようなところで各市町村の自治体等を含めて取り組んでいるところでございまして。

以上です。

○越山部会長 どうもありがとうございました。

今のお話は非常に興味深いお話でした。きょうは本来であれば弁護士の委員の方がおられるので、被害に遭われたら、その後の心のフォローについての御意見などもお伺いしたいところでした。後日また意見等をお伺いする機会があればぜひアドバイスなどをいた

できれば思います。

今の話は何か御説明というか、補足することはございますか。

○消費生活部長 今、谷原専門員と板寺専門員からお話がありましたが、若干、こちらのほうで情報提供という形でさせていただければと思います。

今、板寺専門員からお話がありました民生委員さんの取組ということで、地域の住民に近いところなるべく情報提供できればという取組の中で、先日、豊島区のおふろ屋さんの店主さんで民生児童委員をやられている方がいらっしゃいます。椎名町の妙法湯というところですが、こちらで警察の方とか地元の豊島区の方と連携して、おふろ場の脱衣所を利用した消費者教育といいますか、振り込め詐欺ですとか、投資詐欺みたいなものの手口を案内してという取組をしまして、脱衣所ですから、広さに限界はありますが、そういったところでお集まりいただいて、多くの方にお話を聞いていただいたという取組もあるので、できればそういう場も必要だとは思いますが、民生児童委員の方々の御協力も得ながら、警察などとタイアップした事業ということで、区市町村にどうしても窓口になっていただく必要があると思うのですが、できるだけ積極的に新しい取組としてやっていきたいと思ひまして、そういったものをモデル事業のような形で広めていければと1つは考えているところでございます。

谷原専門員からもお話がありましたが、川上の部分ということ、我々も大変重要だとは思っております、こちらはどちらかといいますと、アクションプログラムでは「多様な主体との連携」のところ、事業者団体ですとか、いろいろな消費者団体の取組の中に金融経済教育を初めとしてあるかと思うので、そういったところの連携を、新たに連携する団体の数が一定程度ふえておりますが、中身をもう少し濃密にしていく必要があるのかなと思っております。

具体的には、先ほどの事業紹介のところ、生協さんとの連携事業を幾つか御紹介させていただいたのですが、こちらのほうは、テーマを消費者市民社会を考える集いという形で副題をつけさせていただいて、全部で5箇所で開催しているものの取組も今回のプログラムの中では実施しているところでございます。

また、家計的などころといいますか、ライフプランという形で、従業員研修が企業はとっかかりやすいのかなということ、私どもも先日、入ってまだ5年ぐらいの都職員向けに、都庁全体に声をかけて、120名ぐらいの職員に集まってもらいまして、ファイナンシャルプランナー協会の御協力ももらって講座を開いて、お金の管理的なところも割と若い職員の方が関心を持って聞いてもらったということなので、こういったものを企業に呼びかけていくときに、テーマの中身としては、悪質商法ですとか、そういったものもあわせてやる必要があると思うのですが、メインはどちらかといえば、身近な問題として受け入れやすいものを題材にしてやっていくのも1つのやり方かなと考えているところでございます。

そういう意味で、これからセンターのほうでも従業員の中堅層向けの研修教材ですとか、

そういったところも今、検討して作成しようと思っておりますので、26年度以降の取組を少し強化していく必要があるのかなと考えておりますので、そういったところでお気づきの点があればどんどん御意見をいただければと思っておりますのでございます。

○越山部会長 ありがとうございます。

全体像の話に引き続いて、個々の具体的なプログラムについてのお話に入っていければと思います。その前に、もう一件だけお伺いしたいのですが、まず最初に、資料3の一番上の達成目標の箇所ですけれども、これで言うと、数値的な目標を立てましょうというお話があって、積極的にこういう数字を入れていただくと本当にお取組の様子がよくわかるので、いいと思っています。この数値目標の2番目については、10区市町村にどんどん協議会をつくっていただいたり、計画的に実行していただくことが重要であり、6箇月の範囲内では、2区市町村が増え、27年度までの目標の中で、少しずつ達成していこうという計画に合っていると思います。しかし、1番目ですが、30団体を目標にして、半年で28団体達成していますが、もしかすると、27年度の前半くらいでもう達成してしまうのではないかなという気がしますので、これほど積極的に協力機関がふえてくるという反応が見られる以上、30団体という目標はあくまでも当初の目標であり、場合によってはもっともっと広げていくとか、部分的にどういう機関にもっと御協力を仰いだらという活動をしてもいいのかなという話になりそうですが、このあたりは検討が可能な余地があるものなのでしょうか。

○消費生活総合センター所長 消費生活総合センターの越です。

この数値目標につきましては、計画を策定して、これから積極的に連携を進めていくということで、連携の定義としましては、消費者教育への協力を依頼して、その団体の同意を得ている。お互いに協力してもう取組が実施できているという、そういう割と緩い定義で積極的に今、開拓を進めているのですけれども、それ自体が目標になってしまうのもどうかなというのもありまして、やはりこれは連携してそれをきちんと実質的に効果的な形でやっていくことを担保し続けなければいけないということで、メンテナンスと言いますか、形だけではなくて、継続的に一緒に取り組んでいくことが大切だと思っております。当面は計画をつくって、まだスタートした段階ですので、範囲を広げていくという目標で当面はやっていきたいと思っておりますけれども、数もだんだん厳しくなることも当然予想されてきますし、数だけが目標ではないと思っておりますので、どこかの段階で定義も含めて、また、連携の程度の濃淡も恐らく出てくると思っておりますので、もう少し連携していく中で目標などの整理の仕方も含めて考えていきたいと思っております。

○越山部会長 ありがとうございます。

そういうことであれば、新しくまた来年度の総会があったときにこの取組状況が御紹介されたときに、目標の30団体に早々に達しましたが、実際には、より効果的な活動主体になるよう継続的に連携、協力を強化しているよう補足する説明を次回の総会のときにできるようなるといいですね。

○消費生活総合センター所長　そういう方向で整理させていただきます。

○越山部会長　ありがとうございます。

このあたりはほかに何かございますでしょうか。

そうしたら、次のテーマ1の「多様な主体との連携」の箇所です。1から6がございすけれども、この中で先ほど谷原専門員からお話がありましたいろいろな機関での教材の作成に関して、5番目にそれが加わるのかなという気がします。先ほどの御回答では、いろいろな働き、または教材があることを積極的に活用できるよう、いろいろな団体さん、協議会さん等の御協力によっていろいろな教育コンテンツ等を御用意いただく下地ができてきていると思います。例えば5番などで、谷原専門員等の機関等から各年齢層に応じた金融教育のコンテンツ等と連携した教材による教育促進なども含め、例えば参考資料③の5番目の箇所などには入れたりできるといいかと思いますがいかがでしょうか。

○消費生活総合センター活動推進課長　消費生活総合センター活動推進課長の江寺です。よろしく願いいたします。

教材に関しては、夏休み期間中に教員講座という、学校の先生たちにお集まりいただきまして、学校の授業で役立つ知識を勉強していただく機会を設けておるのですけれども、そのときに教材を事業者様から御提供いただき職員がその内容も含めて御紹介する機会を設けております。その機会に谷原専門員のおっしゃっていた教材も一緒に御紹介するのは、可能でございます。

○越山部会長　可能ということがわかれば結構です。

そういう御活動をされて、実際に中学校や高校など、又は私学や公立の学校の先生向けの教育コンテンツをうまく導入しやすくなればいいですね。そこで質問ですが、東京都としては、各教育機関と接せられての御印象を伺えれば幸いです。

○消費生活総合センター活動推進課長　消費者教育関係の授業時間数がなかなかとれない実態がございます。そうした実態を踏まえて、私どもはDVDやウェブ教材などをつくらせていただいております。作成する過程において教育委員会の指導主事の方、実際に現場で教えている家庭科の先生などにも作成検討会に加わっていただき、実際に授業で使える教材をつくるのがまず、原則としてございます。そしてさらに、御活用いただけるように、製作に御参加いただいている先生たちに、実際に同僚の先生方に生徒になっていただき、モデル授業を実施することで教材を実際に授業で活用していただく機会を担保していこうとしております。

○越山部会長　ありがとうございます。

ぜひより普及に努められるアドバイスだとか、助言とかが出てきたら、教えていただければ幸いです。ありがとうございます。

そして、1番目のテーマでもう一点だけ、作成計画といいますか、ちょっと気になった点ですけれども、東京都さんはほかの都道府県さんと違って消費者啓発員（コンシューマー・エイド）を非常に早くから設定されて、その活動を促している機関かと思っておるの

ですが、今後ますます消費者啓発員の方も含め、もっと活用するため、また新しいものどんどん勉強する機会を与えていただくと、せっかくいただいた資格をもっと有効に活用していけるようになるのかなという気もします。この方々の今後の活躍の促進について何か補足がございましたらありがたいのですが。

○消費生活総合センター所長 コンシューマー・エイドの件でございますが、平成3年度から開始した制度でございまして、現在では出前講座という形で、申し出があった団体様に対して一定のテーマで、現地に赴いて講義または研修を行うという形で活動していただいております。現在、約30名ほどエイドという形で任命されているスタッフがございます。欠員等が生じたら補充する場合もございますけれども、基本的には従来から継続している方にレベルアップ研修ということで、毎年、継続的に最新の情報を勉強していただいて、一定の質を必ず担保するというので、スキルアップを図っているところでございます。

今、いろいろな消費者トラブルが起きておりますし、また、法の規制の動きも目まぐるしく変わっておりますので、こういった研修については引き続き、今もアップトゥデートのものを習得していただくよう努めておりますけれども、今後ともそういった面については引き続き対応していきたいと思っております。

数についても、今のところ需要は満たしておるのですが、今後、活動を増やしていく中で、足りないということも想定され得る状況になってくるのかなという懸念もございますので、そういったことにも対応できるように柔軟に人的な部分の補充等も考えていきたいと思っております。

○越山部会長 ありがとうございます。

そういう活動をやられていることに対して、関係の専門機関では普及員等の勉強のための講習会といいますか、教育の場についてのお考えもあろうかと思えます。もしよろしければ、谷原専門員のお考えを教えてください。

○谷原専門員 今、御質問のあったところに、私見になりますがお話を申し上げます。部会長がおっしゃっていただいたように、やはり専門性を意識をしながら、効率的に取り組んでいくことも重要だと思います。その点で、関連する組織のすみ分け的なこともこれから大切な部分になってくるように思います。すみ分けというのは、背を向け合いながらということではなく、まさに連携をする中で効果・効率的なすみ分け・協力が重要になってくるように思っています。

私ども金融広報委員会は各都道府県にございまして、ある地域によっては消費者トラブルの話での講師派遣の希望が寄せられた場合には消費生活センター様を中心に、一方で川上の金銭管理などの話での講師派遣の希望が寄せられた場合には私ども金融広報委員会が対応させて頂くといったところもあります。また、私ども金融広報委員会は、消費生活相談員、ファイナンシャルプランナー、税理士など専門性の高い金融広報アドバイザーを設けており、相続、税金、あるいは金融商品の選択といった分野に対応しています。なお、

この金融広報アドバイザーは、ノウハウ、力量を維持・向上していくために、全員で勉強会をしたり、専門性の高い講師を招いて話を聞いたりしているところです。いろいろな形で、また学ぶ機会でも連携ができることがあるかもしれません。

話は戻りますが、講座講師の派遣というところでは、やはり専門性の高い組織が、関連先とうまく連携しながら、効果的かつ効率的に取り組んでいくと、限られた人、時間、費用をうまく使っていけるように思います。新たにいい教材づくりに回せる等の効果が生まれるかもしれません。

○越山部会長 どうもありがとうございました。

テーマ1に関しては、ほかにもしございませんでしたら、御承認いただいたということにさせて下さい。テーマ1に関しては、番号1から6はアクションプログラムでこういう計画でやっていきたいと思いますので、このまま進めていただきたいと思います。2番目の拡充の箇所については、ほかにももう少しとか、何かこの扱いについて御意見等ございますでしょうか。

なければ、この方向性でぜひお進めいただきたいということで、確認いただいたということにさせていただければと思います。

それでは、次のページの2「区市町村への支援」の箇所に入ります。7、8、9、10とございます。この中の8番目の一番右側の箱に「26年度新規」という黒枠でくくってある箇所がございます。8番目の「区市町村の消費者教育を担う人材の育成支援」の中で、右側の箱のマスター講座受講生として優先的に受け入れを行うこと等を区市町村のニーズを把握し検討するという方向性が示されています。

本件は、先ほども御紹介がありましたが、具体的な実行計画など、もし何か補足がございましたらお願いできれば幸いです。

○消費生活総合センター所長 マスター講座につきましては、これまでも取組を進めておりまして、目的としまして、地域で中核として消費者問題について取り組んでいただける人材を育成するというところで、13回にわたりまして、消費者行政の現状ですとか、特商法の知識ですとか、消費者問題に携わるに当たって不可欠な、基礎的な知識を中心に講座という形で学習していただいているものであります。

これまで、その結果、アウトプットという言い方が適切かわかりませんが、どう実際に地域で活動できているかというところまでなかなか我々も把握し切れていない状況がございまして、こうした中で、これから消費者市民社会の実現ということで、区市町村と連携して、そういった人材をもう少しきめ細かく育成していく必要があるだろうということで、マスター講座を多少、手直しを検討して、地域の中で活動し得る人材ということで、カリキュラム等を検討したいと思っております。

枠組みとして、どういう形でというのはこれから詰めていくのですが、区市町村との連絡会等がございまして、そこで働きかけをして、それぞれの区市が地域で消費者問題にかかわる人材をどう活用するかが、恐らく地方公共団体ごとに違うと思っております。

すので、あまりこちらで型を決めずに、ただ、一方でより実践的なものも含めた形での講座にして、参画していただけるように検討したいと思っております。

○越山部会長 そうなると、新規というのはどういう意味で新規になるのですか。今までやっているものをもっと拡充していこうというお話のように聞こえたのですが。新しく仕組みをこしらえるという部分はあるのですか。

○消費生活総合センター所長 新規という意味合いが、これまで公募という形で申し込んでいただいた方に参画していただいているのですけれども、これからは区市というフィルターの中で優先的にこういった人を育成したいという人を受講者として優先的に入れていくということが今回、新しい要素になります。

○越山部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

2の「区市町村への支援」の箇所、7、8、9、10のテーマの中で、今、8番目の部分の御説明がございました。この箇所について、新規の箇所、それ以外のところでもう少し重点したほうがいい、またはもう少し具体的な説明があったほうがいい箇所はございませんでしょうか。

よろしいですか。

そうしたら、2の御提案がございませう8番目の新規という箇所は、このようにお進めいただく方向でよろしいのではないかと思います。

それでは、その次に2ページ目「ライフステージごとの取組」に入ります。まず、3番目の「若者の消費者被害の防止」に11番目から17番目までの項目がございませう。これらに対して、もっと数や機会を増やしていただくとか具体的に記載されていると非常にわかりやすいのかなと思うのですけれども、このあたりは何か御意見、御質問はございませうでしょうか。

この前の総会の際には、例えば16番目の「スマートフォン用アプリケーションの活用」はデモンストレーションをやっていただいたりして、一部の委員の方から、もうちょっと消費者教育の啓発に近い内容のものにしたらどうかという御意見があったかと思ひませう。それに関してはプログラムを特に変更したりなどの予定はございませうか。

○消費者情報総括担当課長 こちらにあるとおり、まずは、現状のゲームのプログラム自体を変えるのはいろいろ難しい部分も、現状ですぐできるということはできないのですが、まずはテロップの配信について具体的にここにありますように、表現ですとか、どういう表現にすればより見ていただけるのかとか、そういったところを工夫を加えていきたいと思ひしております。内容については今後の検討課題と考えております。

○越山部会長 そうですね。簡単にはプログラムを変えられないですからね。私もこれを使ってみたのですけれども、非常におもしろくて、むしろお子さんが楽しめるなという印象はもっています。

他に何かございませうでしょうか。

この中で、私などは、例えば13番目とか14番目の大学の中での消費者教育について

は、個人的な意見になるのかもしれませんが、思っていることがございます。

例えば「大学生が集まる機会を活用した出前講座」とありますが、実は、一部の大学では、大学の研究室だとか研究生、ゼミ等が、自主的に消費者教育の啓発をする活動をしているところがあります。中には、大学の中だけではなくて、違う地域のコミュニティだとか、老人ホームだとか、あとは地域の文化祭みたいところでやっていく活動をしているグループもあります。そういう学生達の機会を与えていただくことも有用な効果に繋がるようにも思います。

あとは、ここに「大学教職員と連携し」の箇所ですが、半年で4回の実績というのは、なかなか機会の設定が難しい状況にあると想像されます。私ども大学教員も協力すればいいと思っているのですが、何かこういうサポートがあったほうがいいよとかがございましたら参考になりますので、何かございましたらお願いいたします。

○消費生活総合センター活動推進課長 私どもとしては、新入生に対するガイダンスのときが一番、学生たちが集まるときなので、その機会を利用させていただきたいと思っておりますが、ガイダンス自体、非常にプログラムが多くて、我々が入る余地がないとあって、それで断られたりというケースが非常に多いので、ぜひ先生方のお力添えをいただきまして、そういった機会を設けられればと思っております。

○越山部会長 多分、金融商品トラブルの啓発の資料は、ほとんどどの大学に行っても、1階だとか、入り口に置いてあります。ですが、あるだけで学生たちが積極的に読むとは限らなくて、ほとんどが知られていないようにも思います。逆に、問題になったことがあったりすると、授業とかを通じて再発防止に努める活動をすることはありますが、そうしなくても普段から基本的な情報みたいなことを発信する場を設けるのは非常に重要だと思います。

今、上村先生がお越しになられたので、私よりもこの辺がお詳しいので、大学の中で、新入生のガイダンスなど、どういう機会が一番望ましいのか、むしろ先生の御専門の領域から御助言いただければ幸いです。

○上村委員 遅くなりまして申しわけございません。

大学における消費者、特に金融経済教育に関しましては取組をさせていただいております。その中から1つ、2つ御要望というか、お願いを申し上げたいと思います。

きょう、午前中に千代田区の消費生活連絡協議会に出ておりました。千代田区に関しましては、11大学が連携をいたしまして、千代田学をやっております。11大学、明治、法政、日大、大規模な大学から小規模大学の学長、理事長レベルが参加をして、情報交換をする機会でございます。千代田区は御存じのように、昼間はたくさん人がいるけれども、住む人は少ない地区でございますので、通勤・通学をしてくる住民相手のいろいろな活動をこれから充実させよう、あるいは昼間に300万人ほどの人が通過をする地区でございますので、そういう人向けの活動をしようということは今、1つ特徴にしているかと思っております。

話を先ほどの大学の学長、理事長懇談会のところに戻しますと、大学生に対して確かに啓発を新入生のオリエンテーションのときに入れることに関しても、大学のトップのほうに理解をしてもらって、事務局のほうにおろしていくという形は1つあります。お話をそのようにさせていただきましたところ、11大学の中で早速、今度の新入生のガイダンスのときに何か資料がもらえますかとか、キックンというぬいぐるみがございますので、着ぐるみで来てもらうにはどうしたらいいですかとか、そういう反応がございます。大学の経営陣というか、トップのところから働きかけをしていくのは、組織的に何万人も抱えている大学も中にはいらっしゃるわけですから多様な大学の経営者からアプローチをしていくというのは1点あるかなと思います。

今、部会長がおっしゃっていらっしゃったように、大学生たちが消費者関係の活動をすることによって学びを広げていくことに千代田は非常に注目をしております。昨年11月8日に大学と地域連携による学生主体型学習、アクティブ・ラーニングというシンポジウムをやりましたときに、文部科学省の大学振興課の課長、千代田区長、消費者庁長官が来てくださり、消費者市民社会をつくることは大学生が机の上で学ぶだけではなくて、現場、地域と連携をしてやっていくことが効果的な領域だと思うというお話をどちらからもしていただいております。

その際に千代田区といたしましては、先ほど学長だとか、理事長だとかというところに話は通すけれども、自分たちが連携をしたいと思っているのは大学生そのものなのだという話をしていました。大学に声をかけると大学の理事さんたちとか、大学間の連携が非常に面倒くさい、学生さんたちが主体的に、学生天国といった形で積極的に参加してもらうような後押しをする。大学には後押しを期待したいという話を千代田区長などは一生懸命しております。

消費者市民になるためのアクティブ・ラーニングは大学のニーズとも合っているように思います。その辺文部科学省が今、掲げております大学の地域貢献、学生の学び方としてのアクティブ・ラーニングという切り口をここに入れていただきたいと要望いたします。今、大学ニーズと、行政のほうから働きかけていただけたところがもうちょっと一致をするのではないかなと思っている次第です。

以上です。

○越山部会長 どうもありがとうございました。非常によくわかりました。

それでは、時間の関係もありますので、テーマ3の「若者の消費者被害の防止」というコラムの11から17までの件に入りたいと思います。ここは特に新規や、拡充はないですけれども、引き続きいろいろなコンテンツをつくったり、芸人さんとのコラボをされたりしているので、これはどんどん進めていって、効果があるものにつなげていっていただければと思っております。

本件に関しては特に何か御要望だとか、御質問はございますでしょうか。なければこれで御了解というように進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○上村委員 生活設計はいいですか。

○谷原専門員 この協議会の前半で、金融経済教育推進会議のことなどをお話させていただきました。そして、26年度アクションプログラムでは、家計管理や生活設計など川上の部分もぜひよい形で効果的かつ効率的に連携をし、取り組んでいただきたいと事務局にお願いしたところです。

私ども金融広報委員会としましても、今後、具体的な取組面での連携に関する御協力、御提案を行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。私どもとしましても、東京都様の26年度アクションプログラムがよりよい内容になるよう、御支援・御協力をして参りたいと思っております。

○上村委員 ありがとうございます。

1点だけ、金融広報さんの会議でよく私が申し上げさせていただいているのが、非常に経済的に厳しい状況にある大学生が増えているというお話を申し上げております。金融広報さんがお得意のところですが、家計診断などをするとき、日本学生支援機構の奨学金の無利子の部分は金額がある程度決まっておりますので、有利子と無利子と両方借りる学生さんが出てきております。そうすると、月に十数万円という奨学金を借りて、大学卒業後25年とか、毎月2万、3万を返す生活設計をしなければならない学生が非常にふえてきております。就職がうまくいけばいいのですが、うまくいかなかった場合、年金を払わなければならない、奨学金は返さなければならないという、経済的に非常に厳しい状況になることが予想される大学生、あるいはこれは高卒もそうですけれども、そういう若者に対しての生活設計教育、金融経済教育はこれから日本の支える側の方たちにきちっとやっていただきたいなと思うところがございますので、先ほどから申し上げておりますように、東京は若いそういう大学生がたくさん来るところでございます。そういう特徴を生かしていただいて、若者向けの金融経済教育、生活設計教育に力を入れ、注目をさせていただけるとありがたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○越山部会長 ありがとうございます。

それでは、3番目の「若者の消費者被害の防止」のところはこのような形で御確認いただいたということで、次に4番目の「高齢者の消費者被害の防止」の箇所に入ります。番号として18番から22番の箇所です。ここに関しては、19番目の「介護事業者向けの出前講座」が本年度150件の目標で、12月現在113件。多分、目標を十分達成できるのかなという感じはするのですが、ここはさらに来年度は200件に拡充して、もっと積極的にいろいろな働きかけをしようという御提案として、26年度拡充という枠がついて御提案いただいております。それ以外に関しては、この計画どおり実行、進んでいるという御理解になろうかなと思っておりますけれども、この箇所について何か御意見、御要望はございますでしょうか。

20番目の出前講座・出前寄席を活発的にやられているのは非常にいいことだと思いま

すし、21番目の寸劇4回というのは、多分スケジュール等の調整などの問題があって難しい点が多いとは思いますが、非常にきっかけになる重要なイベントだと思っておりますので、もっともっと促進されればいいのという気はしております。この辺は特に要望はございません。どうぞ引き続きやっていただいて、さらにどういう方向性だと有効かという御議論か御提案いただければいいかなと思っております。

4番目について何か御意見、御要望はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、最後の5番目の「子供の安全の確保」に入りたいと思っております。番号として23番、24番、25番のコラムです。

本件に関しては、23番目の一番右側の枠の取組予定のところに黒枠で「26年度新規」というものがございます。ここは新たにこういうものを設けてみたらというお話ですけれども、23番目は「子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発」とあります。ここには安全に配慮した商品のプレゼンテーション等を実施するとともに、展示された商品や機能をデータベース化し、ウェブ上で紹介するという予定になっています。御準備中だとは思いますが、キッズデザイン協議会さん等、経済産業省、消費者庁等の御支援のもとに、子供の安全に配慮した製品の安全に関する啓発を進められると思っておりますが、そのような理解でよろしいですか。

○生活安全課長 生活安全課長の樋口と申します。

先生がおっしゃったとおりで、これまでの我々の啓発は、これを注意しましょう、あれをやってはいけませんというものが中心だったのですけれども、企業さんのほうでかなり開発努力が進んでいて、事故を起こさない工夫をした、安全に配慮した商品がかなり設計されています。例えば、ポットなどでも、倒してもお湯がこぼれないとか、炊飯器でも蒸気が出ないとか、今、商品等安全対策協議会でブラインドのひもの安全対策を扱っているのですが、ブラインドのひもが子供の首に引っかかって窒息事故が起きるという事故がありまして、それに対応してコードレスのブラインドが開発されていたりとか、いろいろな開発が進んでおります。しかしながら、こうした商品は高コストということもあり、消費者に十分に浸透していない現状です。

東京都がこうした企業の開発努力を支援し、安全に配慮した商品を消費者に知ってもらうためのPRの場を設けて、安全性の高い商品を選択するような消費者行動を促していきたいという目的もございまして、今回このような取組を企画しているところでございます。

○越山部会長 これは具体的にウェブ上での情報公開が基本ベースになるのでしょうか。

○生活安全課長 安全に配慮した商品等の展示会をベースに考えておりまして、その結果について、通年で見られるようにデータベース化して、情報提供していきたいと考えております。

○越山部会長 ありがとうございます。

こういう商品は、せんだってのキッズジャンボリーもそうですけれども、ウェブ上は、

のぞきに行って、なるほどなという印象になるのですが、実際にいろいろな展示会等でこんな安全の製品の展示の機会があると、有用かと思えます。いろいろな区市町村でやられるセンターでの消費生活展だとか、そういう機会のときなどでも展示する、またはパネル展示でも結構ですが、あると非常に有効かなという印象を持っております。

本件に関しては、一番詳しい河村委員がきょうはお越しになっていないので、どのような御意見がありそうなのか想像がつかないのですけれども、何か御意見はありそうでしょうか。

子供の事故は常に新しいいろいろな想定しなかった事故が発生しています。ここに書いてあることも重要な柱ですけれども、新しい事故、消費者庁さんのほうでいろいろな情報発信等をしていること、近年問題になっているのはリコール中の製品の事故が多発していることなどもあります。そのため、基本計画にもありましており、消費者庁や、経済産業省等からの最新の情報、安全啓発を適時利用されることも重要ですね。

テーマ5に関しては、ほかに何か御意見等、または御要望等ございますでしょうか。

多分、本件の議事録、また、河村委員等からこのあたりについて何か御意見、御要望があるのかもしれませんが、そのときはその機会にどうぞ御整理いただければいいかなと思えます。

それでは、時間が参っておりますので、ここで来年度のアクションプログラム（案）は御承認いただいたというように御理解させていただければと思います。

いろいろな御意見をありがとうございました。

それでは、ただいまの御意見等を踏まえて事務局で東京都消費者教育アクションプログラムの26年度版を作成していただくようになるということです。作成したアクションプログラムについては、皆様に御確認いただきますが、最終的な内容については、私、部長と事務局にお任せいただければ、そこで調整させていただければと思っております。

そのような形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○越山部長 それでは、そのようにさせていただければと思います。

それでは、今後の日程についてなど、事務局より御連絡いただければと思います。

○企画調整課長 本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局で26年度版のアクションプログラムの案を作成してまいります。

本日いただきました意見のほかにも、お帰りになってからお気づきになった意見ですとか、何かございましたら、恐縮ですが、メールなど何か書いたものでいただければ、こちらも踏まえて案を作成させていただきます。恐縮ですが、2月19日までに事務局にお寄せいただければと存じます。欠席された委員にもこの資料をお送りいたしまして、同様に意見をいただく予定でございます。

また、アクションプログラムの案につきましては、3月中を目途に作成いたしまして、事前に案の段階で皆様にお送りして、内容を御確認いただきまして、その上で部会長の御

了承をいただきまして取りまとめたいと考えております。

5月の下旬から6月の上旬に消費生活対策の審議会の総会を予定しておりますので、そこで完成したアクションプログラムについて御報告させていただく予定でございます。

なお、協議会の皆様の任期は、今年の5月19日まででございます。こちらの協議会につきましては、それまでの間、今のところは開催の予定はございません。

以上でございます。

○越山部会長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして、第3回協議会を閉会させていただければと思います。

どうも御協力ありがとうございました。

午後3時22分閉会